入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

(1) 事業の名称等 今和5年度 Sport in Life 推進プロジェクト「スポーツが健康に もたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」

(2) 事業内容等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 限 令和6年3月29日(金)

(4)履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価の

ための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保 佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特 別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項 〒100-8959

を示す場所、入札説明書の交付場 東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁健康スポーツ課

所及び問合せ先 電話:03-5253-4111

内線:2688 (担当:朝倉、齋藤)

E-mail: kensport@mext.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付又は、

公募情報を記載しているページよりダウンロードし

て取得する。

※公募情報を掲載しているページ

https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gposearchi.asp

(3) 入札説明会の日時及び場所 令和5年 8月31日 (木) 13時30分

文部科学省4階入札室

※オンラインでの参加希望の場合は、上記の問い合わ せ先まで事前申込をお願いします。(メ:8/29 17:00)

(4)入札書の受領期限 令和5年 9月19日(火)17時00分 令和5年 10月13日(金)14時00分 (5) 開札の日時及び場所

文部科学省4階 入札室又はオンライン開催

4 その他

(1)入札保証金及び契約 免除する。

保証金

事項

(2) 入札者に要求される この一般競争に参加を希望する者は、封緘した入札書に本公 告に示した業務を履行できることを証明する書類を添付して 入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当 該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなけれ ばならない。

(3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札 書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1 項各号に掲げる入札書は無効とする。

また、前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しく は誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効 とするものとする。

- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判 断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担 行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限 の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中か ら、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方 法をもって落札者を決定する。

(6) 誓約書の提出

この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出 負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓 約書を提出しなければならない。

(7) 誓約書の順守

前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約

書に反することとなったときには、当該者の入札を無効とするものとする。

(8) その他

前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと 認める場合は適用しない。 詳細は入札説明書による。

令和5年8月22日

支出負担行為担当官 スポーツ庁次長 茂里 毅

入札説明書

スポーツ庁の委託契約に係る入札公告(令和5年8月22日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 スポーツ庁次長 茂里 毅
- (2) 所属部局名 スポーツ庁 健康スポーツ課
- (3) 所在地 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 令和5年度Sport in Life推進プロジェクト「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」
- (2) 事業内容等 別冊仕様書による。
- (3) 事 業 規 模 6,000,000円(上限額)
- (4) 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (5) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (6) 入 札 方 法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等(競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ)は、総合評価のための技術等に関する提案書(以下「総合評価のための書類」という。)を提出しなければならない。(必要書類の種類及び部数については別紙1を参照)
- ② 競争加入者等は、委託費の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件事業等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない
- (7)入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに

当たらない。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件事業の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと(当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く)
- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公 正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。文部科学省における競争参加資格に関する問合せ先は次のとおり。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房会計課総務班企画渉外係

TEL 03-5253-4111 内線3012

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課 企画係

TEL 03-5253-4111 内線2688 (担当:朝倉、齋藤)

E-mail kensport@mext.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和5年8月31日(木)13:30~14:30

文部科学省4階入札室又はオンライン

※オンラインでの参加希望の場合は、上記の問い合わせ先まで事前申込をお願いします。

(〆切:8月29日(火)17:00)

(3) 入札書等の受領期限

令和5年9月19日(火)17:00まで(必着)

※上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

(4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊の仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を 熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある 場合は、上記4(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様 書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

① 競争加入者等は、別紙1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための 書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期間までに 提出すること。

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書を作成し、封筒に入れ 封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「10月13日開 札 [令和5年度Sport in Life推進プロジェクト「スポーツが健康にもたらす効果等の エビデンスに関する調査研究」]の入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るように した郵便・信書便による送付又は持参をすること。
 - ※4(1)に記載の部署名を漏れなく記載すること
 - ※4 (3) の受領期限必着とするため留意すること
 - ※郵送やメール送信上の事故(未達等)についてスポーツ庁は責任を負わない。
 - (ア)入札件名

令和5年度Sport in Life推進プロジェクト「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」

- (イ) 入札金額
- (ウ)競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)
- (エ)代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その 名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
- ③ メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙3の誓約書を提出しなければならない。
- (5)入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名) のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を 不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあっては、当該入札書を 提出した者の名前を公表するものとする。)

- ⑩ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ① その他入札に関する条件に違反した入札書
- ② 上記(4)⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反する こととなった者の提出したもの
- (6) 入札の取りやめ等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められる場合や、社会情勢等を踏まえた急な仕様変更に迫られた場合等においては、当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

- (7)代理人による入札
 - ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙4の代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所令和5年10月13日(金) 14時00分 文部科学省4階入札室
- (9) 開札
 - ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、 身分証明書を提示しなければならない。上記(7)①に該当する者である場合、別紙4 の代理委任状を提出しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる 場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア)公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札に参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書

において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担に おいて完全な説明をしなければならない。

- ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、全て当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ③ 競争加入者等は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定:

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf) を踏まえて 人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は、別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施 以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。また、提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡又は退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。
 - ① 前記4(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格を全て満たし、本入札説明書において明らかにした技術等(以下「技術等」という。)の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た 値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高いものを落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引

かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はく じを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじ を引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)) に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

- ⑤ 総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (6) 支払い条件 別冊契約書(案)のとおりとする。
- (7) 本件業務の検査等
 - ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様に全て検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

Ⅱ 技術及び総合評価に関する事項

1 本件事業の仕様

本件事業の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別冊の仕様書及び総合評価基準によって示される最低限 の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格 とする。また、必須とする項目で最低限の要求要件以上の部分及び必須とする項目以外 の項目については、総合評価基準に基づき項目毎に評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に基づき行われる。

(4) 評価方法

- ① 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入 札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- ② 技術等に対する得点は、必須とする項目で最低限の要求要件以上の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、総合評価基準によって上記2(3)で示される得点配分に従い得点が与えられる。
- ③ 上記①と②の得点の合計により評価する。

(5)総合評価のための書類

総合評価のための書類については、別紙1に示された書類及び部数を入札書とともに提 出するものとする。

(6) 仕様書等の照会先

別冊仕様書及び総合評価のための書類等に関する問合せ先・照会先は次のとおり。公募期間中の質問・相談事項等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁健康スポーツ課

TEL 03-5253-4111 内線2688 (担当:朝倉、齋藤)

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

別紙2 入札書

別紙3 誓約書

別紙4 委任状

別 冊 仕様書

別 冊 総合評価基準

別 冊 契約書(案)

競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

(1部は紙媒体で提出する場合に限る)

1 競争参加資格の確認のための書類(1) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定通知書の写し) 1部
2 総合評価のための書類	
(各提出書類には社名(団体名)、所在地、代表者の職・氏名を記載	.)
(1)技術提案書(様式1(事業計画書)による)	1部
(2) 評価項目及び評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の抽	推進に関する評価」に
おける認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知	凹がある場合は、その
写し	1部
(3) 参考見積書 (様式2による)	1部
(4) 技術提案書及び参考見積書の電子データ	電子メール
(5) 評価項目及び評価基準にある「賃上げを実施する企業に関する措	旨標」における従業員

(注)「(1)技術提案書」については、用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3サイズの折込みも可とする。別冊の仕様書及び総合評価基準を熟覧の上、必要な事項を漏れなく記載すること。また、実施する調査全てについて、内容・対象等を具体的に記載すること。

への賃金引き上げ計画の表明書がある場合は、その写し

- 「(3) 参考見積書」については、必ず積算内訳を明示し、各内訳事項の具体的な数量、 単価を明記するよう努めること。
- (4)の「参考見積書の電子データ」については、Microsoft Excel形式等、編集可能な状態のものを電子メールに添付の上、入札説明書 I-4 (1)に示す提出先メールアドレスまで送信すること。

令和5年度 Sport in Life 推進プロジェクト 「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」

仕 様 書

令和5年8月22日 スポーツ庁健康スポーツ課

1 事業名

令和5年度 Sport in Life 推進プロジェクト「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」

2 事業の趣旨

第3期スポーツ基本計画では、スポーツと健康の関係等について、蓄積された科学的知見の普及・ 活用を通じ、スポーツを通じた健康増進を図ることを目標として掲げている。

現状として、スポーツが健康や人々の生活にもたらす効果については、従来から様々なエビデンス(科学的根拠)が蓄積されてきているものの、それらがまとめられておらず、十分に活用できていないという課題がある。また、政府全体でも EBPM の推進が求められる中、スポーツ施策の企画・立案プロセスにおいて、特にスポーツが健康にもたらす効果については、データ等のエビデンスを可能な限り活用し、一定程度の裏付けを得ることが重要である。さらに、今般の社会変化やスポーツを巡る情勢の変化に応じて、スポーツ施策の企画・立案をするためには、可能な限り科学的知見を活用し施策に反映することも必要である。

以上を踏まえ、既存の研究結果からデータ等のエビデンスを洗い出し、整理を行うとともに、スポーツが健康にもたらす効果等に係る普及・啓発において活用可能な広報ツールを作成する。加えて、社会変化やスポーツ及び健康を取り巻く変化に着目し、施策に反映可能な情報を収集することで、今後の施策への反映について検討する。

(参考:第3期スポーツ基本計画)

(5) スポーツによる健康増進

[今後の施策目標]

✔ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、 蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通した健康増進を図る。

[具体的施策]

イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向 上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学 的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた 科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。

3 事業の内容

上記2の「事業の趣旨」を踏まえ、調査、分析及び考察を行う。次に掲げる事項に関して、実施 計画書において具体的な提案を行うこととする。

(1) 文献調査

①スポーツが健康にもたらす効果等について、過去に取り組まれている国内外の研究結果等から、蓄積されたデータ等のエビデンスを収集し、整理を行う。整理する際の項目については、 例えば以下の観点が挙げられるが、このほか実施計画書において具体的に提案の上、契約締 結後、調査実施に際しては外部有識者(3名以上)へのヒアリングを行い、その結果を踏ま えてスポーツ庁と協議の上、決めることとする。

<整理項目案>

- ○社会全体に与える効果(健康寿命の延伸、医療費・社会保障費の削減等)
- ○個人の豊かな人生への寄与(QOLの向上、精神的な充足、生きがい等)
- ○身体機能にもたらす医学的な効果(腰痛予防、肩こり・冷え性の改善、便通の改善、睡眠の質の向上、肥満予防、疾病リスクの低下、病気・怪我の予防、生活習慣病予防等)
- ○高齢者に与える効果(体力の維持・向上、姿勢の改善、認知症予防、ロコモ・フレイル 予防、介護予防、転倒予防、孤独・孤立対策等)
- ○働く世代・子育て世代に与える効果(仕事・作業におけるパフォーマンスの向上、脂肪燃焼、集中力の向上等)
- ○女性に与える効果(美容、ホルモンバランスの安定、骨粗鬆症の予防等)
- ○メンタルヘルスに与える効果(疲労回復、リラクゼーション、ストレス解消等) など
- ※研究結果については、大学等の研究機関における研究を中心としつつ、国、地方公共団体、 民間企業等の研究についても収集を行う。
- ※基本的には、一般の国民や団体がスポーツの価値として実感しやすいレベルのアウトカムを「効果」として設定することとする。(例:「骨格筋量の向上」、「メンタル系への効果」などではなく、「高齢者の体力の維持・向上」、「ストレス解消」など。)
- ②今般の社会変化やスポーツ及び健康を巡る変化等を踏まえ、スポーツと健康の関係に関する 以下のテーマについて、事例やデータ等のエビデンスを収集・分析する。
 - (ア) 特定の競技スポーツの種目が健康にもたらす効果

国民に人気が高いスポーツにおいても、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、競技力の向上のみならず、今般高まっているスポーツを通じた健康増進の取組を進めている。例えば野球、サッカー、ゴルフなど、各競技団体を中心に、アスリートの競技力向上とともに、競技人口拡大に向けた地域資源との連携をはじめ、競技振興に積極的に取り組む中で、競技を通じた国民の健康増進への寄与を掲げている競技も存在している。

これを踏まえて、特定の競技スポーツの種目に着目し、競技の普及・振興を通じた健康増進に資する取組を行っている事例の収集及び分析を行うこととする。その際、競技の普及・振興が健康増進に寄与していることを、科学的知見の活用やデータ等のエビデンスによって示している競技であれば望ましい。なお、選択する競技種目の数は問わないが、類型化して整理されることが望ましく、種目及び着目する内容については、実施計画書において具体的に提案の上、契約締結後、スポーツ庁と協議のうえ決定することとする。

(イ) バーチャルスポーツが健康にもたらす効果と活用上の留意点

スポーツにおける先端技術の活用が進む中、バーチャルスポーツを通じた「する」「みる」スポーツの普及をはじめ、今般その活用範囲が広がっている。バーチャルスポーツは、これまでアスリートのトレーニングやシミュレーターとして多く活用されてきたが、高齢者、障害者をはじめとした方々をはじめ、誰もがスポーツに参画しやすい環境整備にもつながることから、健康増進への効果も期待されている。

これを踏まえ、まずはバーチャルスポーツが健康等にもたらす有用な面とともに、健康面への配慮や使用時の注意点等、留意すべき事項についても併せて情報を収集し、外部有識者へのヒアリング等を実施した上で整理することとする。その上で、今後のバーチャルスポーツを通じた健康増進施策の企画・立案に生かすために、バーチャルスポーツを活用するうえで参考となる効果的な導入事例や、医学的エビデンスも含めたデータ等を収集することとする。

(2) 広報媒体の作成

- ・上記(1)で収集・分析した結果を広く周知するための広報ツールとして、チラシやパンフレット等を作成する。
- ・写真や画像、表、グラフ等を積極的に活用し、見やすく平易な表記を心がけること。また、 外部データを引用する場合には、出典元の許可を得て行うこと。

(3) 分析・考察、とりまとめ

- ・上記(1)①で整理したデータについて、不足しているエビデンスの洗い出しを含めた検討を行い、今後のスポーツ施策への反映について検討・考察を行う。
- ・上記(1)②で収集した事例等については、課題に対する解決策を含め、今後のスポーツ施 策への反映の方向性について検討・考察を行う。

4 成果物

(1)調査報告書 20部(A4版)

報告書は紙媒体のほか、電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。

(2)調査報告書概要 (電子媒体)

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体 (PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(3) 広報媒体用データ (パンフレット)

広報用に事例等をまとめたパンフレットを電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

5 委託契約期間

契約を締結した日~令和6年3月29日(金)

6 納入期限

令和6年3月29日(金)

7 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館 スポーツ庁健康スポーツ課(東館13階)

8 応札者に求められる要求要件

- (1) 要求要件の概要
- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不 合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ 庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準 は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

- 1-1 調査内容の妥当性、独創性
- *1-1-1 本事業内容について、全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の 独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- *1-1-2 有益な広報媒体等の成果物が具体的に提案されていること。[より周知・啓発 に資するものであれば、その内容に応じて加点する。]
- 1-2 調査方法の妥当性、独創性
- *1-2-1 調査・分析方法が妥当であること。〔事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕
- *1-2-2 調査手法が明確であること。
- 1-3 作業計画の妥当性、実現性
- *1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

- 2-1 組織の類似調査業務の経験
 - 2-1-1 過去にスポーツや健康等に係る国内外における研究機関の文献調査等、類似の 調査研究を実施した実績があること。〔類似調査の実績内容により加点する。〕
- 2-2 組織の調査実施能力
- *2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕
 - 2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- *2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
- 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制
 - 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて加 点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

- 3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験
 - 3-1-1 過去にスポーツや健康等に係る国内外における研究機関の文献調査等、類似の 調査研究に関する業務に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。
- 3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性
- *3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

- 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定)又は一般事業主行動計画 策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)
 - 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニ 一認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応札者が選択するものとする)

- 5-1-1 令和5年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和5年4月以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの 平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。
 - ※2 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項 及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を 有しない普通法人等をいう。

9 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、 受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

10 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に 係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に 使用しないこと。

11 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載 した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やか に発注者へ届け出ること。

12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- 5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- 5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- ※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-0場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述

の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により 上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代 えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2の(留意事項)を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

13 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15 その他

- (1) 本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ 庁と適宜協議を行うものとする。

令和5年度Sport in Life推進プロジェクト 「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」

総合評価基準

令和5年8月22日 スポーツ庁健康スポーツ課 本資料は、スポーツ庁が調達する令和5年度**Sport in Life**推進プロジェクト「スポーツが健康にもたらす効果等のエビデンスに関する調査研究」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点 = 価格点の配分×(1-入札価格÷予定価格)

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与 基準(以下「評価基準」という。)に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。) を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合 計
配点	5 0	100	150

4 総合評価の方法

- (1)入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

委 託 契 約 書(案)

支出負担行為担当官スポーツ庁次長 ●● ●● (以下「甲」という。)と《受 託者》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業名等)

- 第1条 甲は、乙に対し、次の事業の実施を委託するものとする。
 - (1) 委託事業名 令和5年度Sport in Life推進プロジェクト「ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究」
 - (2) 委託事業の内容及び経費 別添の事業計画書のとおり。ただし、第8 条による事業計画変更承認申請書の承認後は事業計画変更承認申請書のと おりとする。
 - (3) 委託期間 契約締結日~令和6年3月29日

(委託事業の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

【契約の相手方が課税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、●,
 - ●●●、●●●円(うち消費税額及び地方消費税額●●、●●●円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 前項の「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、 \oplus , \oplus \oplus \oplus \oplus , \oplus \oplus \oplus 円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約 保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100 条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責

めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害補償)

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与 えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

- 第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、この委託事業の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。) しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額(以下「再委託に関する事項」という。) が記載された再委託承認申請書を甲が指定する方法により提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、 再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に 規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を甲が指定する方法により提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した文書の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全て の責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な 報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 8 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託等)することはできない。

(事業の変更)

- 第8条 乙は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(事業の廃止等)

- 第9条 乙は、委託事業を廃止又は中止(以下「廃止等」という。)しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託事業完了 (廃止等) 報告)

第10条 乙は、委託事業が完了又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止

等の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止・中止)報告書及び第42条に規定する支出を証する書類の写しを、完了又は廃止等の承認の日から10日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託事業が 契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するも のとする。

(額の確定)

- 第12条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めると きは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第 1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第13条 第11条及び前条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

- 第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払う ものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙 (銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

- 第15条 乙は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が、第12条第 1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第16条 乙は、第10条の規定に基づく報告書の提出までに委託業務成果報告

書50部及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をい う。)を甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

- 第17条 委託事業の実施によって得た委託事業上の成果に係る「知的財産権」 とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1)特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)。
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21 条から第28条に規定する全ての権利を含む)並びに外国における上記各権利 に相当する権利(以下「著作権」という。)。
- (3)前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては 発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権 及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものにつ いては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出を いう。
- 3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

- 第18条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを甲が指定する方法で甲に届け出た場合、委託事業の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
 - (1) 乙は、委託事業の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - (3)乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該

知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。アー子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- イ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転 の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受け た者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む))又は認定TLO (同法第11条の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権 等の設定等をする場合
- ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等 をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する届出をしない場合、乙から当該知的財産権を譲り 受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の届出をしたにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

- 第19条 乙は、第18条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものと する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作 者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

- 第20条 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったとき は、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければな らない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願を 行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしな ければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合に は、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなけれ

ばならない。

- 4 乙は、委託事業により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物 の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第22条第3項に規定する場合を除く。)は、 産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、委託事業の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を甲が定める方法により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第21条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を 甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により 移転する場合及び第18条第1項第4号アからウまでに定める場合には、この 限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならい。

(知的財産権の実施許諾)

- 第22条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に 実施を許諾する場合には、第18条、第19条、第24条及び本条の規定の適 用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施 権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認 申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第 1項第4号アからウまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知 書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第23条 乙は、委託事業の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄 を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第24条 甲及び乙は、協議の上、委託事業の成果に係るノウハウについて、速 やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、 委託事業の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必 要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮すること ができる。

(知的財産権の管理)

- 第25条 乙は、第18条第2項に該当する場合、委託事業の成果に係る発明等 の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2)回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な 手続
- 2 甲は、前項の場合において委託事業の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第26条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員(以下「従業員等」という。)が行った発明等が委託事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託事業に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第27条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用 するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

- 第28条 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を 得た場合は、この限りではない。
- (1) 甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託事業を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、

又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報 の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置 を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託事業完了後、廃止等後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件事業に関して乙が収集若しくは作成した個人情報 について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のお それを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならな い。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託事業を完了し、廃止等し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託事業の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合(当該第三者が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に再委託承認申請書により通知し、甲による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(成果の利用等)

第29条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果(第18条第1項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。)を利用しようとするときは、成果利用 承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認 めたものについては、この限りではない。

(不正行為等に対する措置)

- 第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
 - (1) 乙がこの契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約の締結に当たり不正な申立をしたとき。
 - (3) 乙が委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき。
 - (4) 乙が委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契 約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還さ せることができるものとする。

(違約金)

第31条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金と して契約金額の10分の1に相当する額を請求することができる。

(利息)

第32条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

- 第33条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (2)公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の 7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10 分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金と して甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止 法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2)前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3)前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過 する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければなら

ない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第34条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告 を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている とき。
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第35条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第36条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来 にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請 負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、 受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が 当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第37条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、 直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除さ せるようにしなければならない。 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第38条 甲は、第34条、第35条及び前条2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第34条、第35条及び前条2項の規定により本契約を解除した 場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定 する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該 契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額 を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し損害を請求す ることを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第39条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第40条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(委託事業の調査)

第41条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(書類の保管等)

第42条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

- 第43条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間に かかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第44条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の 上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

(甲)東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 スポーツ庁次長

●●●●印

(乙)住 所(乙)住 所名称及び代表者名印

名称及び 代表者名

囙